

埼玉県農業負債整理関係資金基本要綱

第1 趣旨

この要綱は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通について定めるものとする。

第2 対象資金

1 この要綱の対象とする資金は、次の2資金とし、融資機関は、農業者の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

- (1) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13 経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金
- (2) 農業経営負担軽減支援資金（農林水産省経営局長が別に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。以下同じ。）

（注）農業経営負担軽減支援資金の運用は平成16年度以降休止状態。

2 この要綱の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。

- (1) 農業者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農業経営負担軽減支援資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、経営体育成強化資金で対応することを基本とする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。

- (2) (1)にかかわらず、経営体育成強化資金実施要綱第2のIIの1の(1)の資金（以下「再建整備資金」という。）については、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に、対応するものとする。
- (3) 第3の1の(4)のアの融資機関は、負債整理に必要な資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第3の1の(4)のイの融資機関のいずれかに確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとする。

第3 農業者の手続等

この要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱又は取扱要領において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」

という。)の手続等は次に定めるところによるものとする。

1 経営改善計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

- ア これまでの経営状況はどうなっているのか
- イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか
- ウ 経営改善計画は実行可能か
- エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間に確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書(農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要)とともに、(3)に定める融資機関に提出するものとする。

なお、東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者(以下「被災借入希望者」という。)にあっては、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができる。

(2) 農業者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、農林振興センター及び市町村等に相談を求めることができる。

こうした相談に的確に対応できるよう、融資機関、農林振興センター及び市町村等においては、あらかじめ相談受付体制を整えておくものとする。

(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

(4) 各資金の融資機関は、次のとおりとする。

ア 経営体育強化資金

株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

イ 農業経営負担軽減支援資金

本県と利子補給契約を締結している農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

2 融資審査

(1) 融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書(以下「関係書類」という。)について、農業者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、

- ア 経営改善計画に示された方向（改善点）で、本当に経営が改善されるのか
 - イ 農業者の経営能力等からみて、経営改善計画は実行可能なのか
 - ウ 経営改善計画が実行されれば、どの程度収益が改善し、その結果、融資の返済も可能となるのか
- エ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済又は収入保険（農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか
を責任を持って判断するものとする。
- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、農業者の既往負債の融資機関と協議（償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む。）するとともに、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、農林振興センター、市町村等の関係機関の意見を聞くことができるものとする。
なお、関係機関の意見を聞くに当たっては、その効率的な実施に努め、例えば特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年 9 月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知）第 1 に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議の場を活用すること等も考慮するものとする。
- (3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1 年間農林振興センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1 年後に再度判断を行うものとする。

3 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。
(注) 農業信用基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の公庫の資金には、付することができない。
- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資返済が確実と考えられる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

第4 融資機関の手続等

1 融資機関の手続

- (1) 借入希望者から関係書類の提出を受けた第3の1の(4)で定めるア又はイの融資機関は、必要に応じ、同(4)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを原則として電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により送付し、連携して手続を進めるものとする。
- (2) 融資機関は、別紙1の(1)経営改善計画総括表を作成し、経営改善計画書とともに2の(1)の経営診断の実施機関に原則として電磁的記録により送付し、意見を求めるものとする。
- なお、被災借入希望者の審査にあたっては、経営診断の実施機関からの委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。
- (3) 融資機関は、農業信用基金協会による保証を必要とする場合は、速やかにその手続を進めるものとする。
- (4) 融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の融資を実行しようとする場合には、速やかに利子補給承認の手続を進めるものとする。
- (5) 融資機関は、農業者の借入申込書等の提出から1月半以内にすべての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、農業者にその理由を通知するものとする。
- (6) 融資機関は、融資を行わないときは、別紙1の(1)経営改善計画総括表により、農業者に対してその理由を説明するものとする。

2 経営診断手続等

- (1) 経営診断の実施機関は、別に定めるところによるものとする。
- (2) (1)の経営診断の実施機関は、1の(2)により、融資機関から意見を求められた場合、別紙1の(1)経営改善計画総括表に必要事項を記入して回答するものとする。

3 融資実行後の措置

- (1) 融資を実行する場合には、融資機関は、借入者ごとに担当者を決め、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮するものとする。
- (2) 借入者は、農業経営及び農家経済の収支について簿記記帳を行い、経営改善計画を的確に実施するとともに、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙4により、経営状況を融資機関に報告するものとする。
- ただし、東日本大震災により著しい被害を受けた借入者にあっては、決算書類を融資機関に提出することをもって、別紙4により経営状況を報告したものとみなす

ことができるものとする。

- (3) 融資機関は、(2)の報告を踏まえて、必要がある場合には、関係機関に借入者に対する指導を求めるとともに、会議を開催し意見・助言を求めることができるものとする。
- (4) 関係機関は、融資機関から協力を要請されたときは、積極的に支援を行うとともに、借入者に対しては、経営改善計画が早期に達成されるよう適時適切な指導に努めるものとする。

4 民事再生手続との関係

農業者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合には、融資機関は、他の債権者と連絡を密にして、再生計画の実行可能性を適切に判断するものとする。

なお、再生計画に基づいて債務の縮減を行った上で、当該債務について本要綱で定める資金の対象とすることは、可能である。

第5 その他

- 1 関係機関は、農業者に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮するものとする。
- 2 融資の運用に当たっては、関係機関は、融資を受けようとする農業者に無用の心理的負担がかかることのないよう、十分注意するものとする。
- 3 窓口機関、県その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、埼玉県個人情報保護条例（平成6年条例第5号）その他の法令等の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。
特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 4 窓口機関は、借入申込希望書の受理に当たり、借入希望者に対し、第4の1の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙2）により同意を求めることとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月11日から施行する。